

様式第9号（第11条関係）

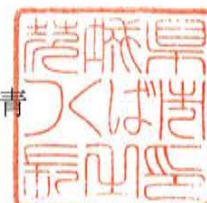
許 可 証

6つくば環衛第597号

令和7年(2025年)2月12日

住 所 茨城県つくば市片田492番地
 申請者 氏 名 株式会社 あおぞら
 代表取締役 藤井 邦彦

つくば市長 五十嵐 立 青



令和7年(2025年)1月16日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、次のとおり許可する。

許 可 番 号	11102
事 業 の 区 分	中間処分（切断、圧縮、破砕、溶融）
施設 の 設 置 場 所	茨城県つくば市片田492番地12
取扱廃棄物の種類	中間処理（切断）に係るもの 紙くず、廃プラスチック類、金属缶類、びん類 中間処理（圧縮）に係るもの 金属缶類、廃プラスチック類（ペットボトルに限る） 中間処理（破砕、溶融）に係るもの 紙くず、廃プラスチック類、木くず、繊維くず （RPF原料となるものに限る） 中間処理（破砕、圧縮）に係るもの 紙くず、廃プラスチック類、木くず、繊維くず （フラフ、油化原料となるものに限る） 中間処理（破砕、圧縮）に係るもの 可燃物、不燃物、粗大ごみ
許 可 期 間	令和7年(2025年)4月1日から 令和9年(2027年)3月31日まで
許 可 条 件	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「つくば市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」及び、その他関係法令を遵守するほか、市長の指示・指導に従うこと。
手 数 料	金7,000円（許可申請手数料）